

李光濤・李學智編著

## 明清檔案存真選輯二集

神田信夫

清朝の内閣大庫にあった檔案は、現在故宮博物院をはじめ各所に分散して所蔵されているが、中央研究院の歴史語言研究所にもその一部が存在する。一部とはいっても膨大な量で、同所では夙く一九一九年から整理を始め、整理の成ったものから順次鉛印に付し、「明清史料」と題して刊行してきた。この「明清史料」は、戦後同研究所が台湾に遷つてからも続続と刊行され、すでに九十冊、九千頁の巨冊となつて、明清史の研究者に非常な嘉惠を与えていた。

歴史語言研究所において明清檔案の整理が開始された当初から今日に至るまで、半世紀に近い長年月にわたつて孜々として精力的に檔案の整理と刊行の仕事に努めてこられた同研究所員李光濤氏は、「一九五九年『明清史料』」とは別に「同研究所專刊之三十八」として「明清檔案存真選輯初集」という大冊を刊行された。これは同研究所々蔵の明清檔案の主要なもの百三十点を詔勅、瀋陽旧檔、弘光史料、台灣史料、外國史料の五類に分けて影印したものである。いつたい檔案は印刷された書物と異り、殆どが書写されたものであるから、そ

の形式、筆勢、修正、書入れなどを知る必要がまゝあり、それに写真でないと用を弁じない。その意味からも『明清檔案存真選集』の刊行は、檔案を利用する者にとって長年の渴を医やすに足る学界の慶事であつた。しかし百三十点という数は、一冊の分量としては少いといえぬにしても、巖然山をなす明清檔案の文字通り九牛の一毛に過ぎないものであるから、引き続き「二集」以下同様の形で重要な檔案が影印されるよう熱望しているうちに十余年経過した。ところが一九七三年に至りついに待望の「二集」が刊行されることになった。

今回刊行された「二集」は李光濤氏と同研究所の副研究员李學智氏の両名の編著で、李學智氏は言うまでもなく長年満文史料の研究に没頭されている篤学の士である。この「二集」は「老滿文史料」と題されているように、四種の満文檔案の写真と、附録として「満文篆書式樣檔」の写真とを載せ、それに李光濤氏の序と李學智氏の解題とを掲げている。図版は計百二十二頁、序・解題・附図は計四十八頁で、「初集」と比べると約半分の量であるが、写真の印刷は格段に良く極めて鮮明であり、墨の濃淡はもとより紙質の状態さえもはつきりと窺えるほどである。両氏が本書の刊行に当つて払われた並々ならぬ労苦に対し、大いに敬意を表したい。

先ず、「図版卷」は三十頁から成り、李學智氏の解題にみえるように、太祖朝の「紀功簿」、檔冊の一部である。李氏によ

ればこの檔冊は元来摺子の形式で、故宮博物院現存の「寒字檔」の一部ともと一冊であったが、乾隆朝に『滿文老檔』を重鈔した時には内閣大庫中に残し發見されなかつたものであるという。確かに「寒字檔」の一部、すなわち故宮博物院から影印本として刊行された『旧滿洲檔』の第四冊に收められている「寒字檔」の内一七五一頁から一七七六頁までの部分と、無闇点滿洲文字の字体も内容もよく似ている。因みに「寒字檔」のこの部分は、『滿文老檔』では太祖卷六十三（滿文老檔研究会訳註本ではII九三五～九五一頁）に相当する。その内容はだいたい「何某は何處で戦傷を幾つ負つたので何兩の罪を免じ、何等」というものである。「図版毛」と「寒字檔」とでは人名は全く異なるが、戦場の地名は俱にウラやホイヲアなどが殆どである。ただ「寒字檔」では各バラグラフの冒頭に「ハンが言うには」という句が冠されているのに對し、「図版毛」にはその句がない。従つて内容的には同様のものであつても、その形式は異なるわけで、両者が元來一冊であつたか否かは遽かに断定し得ないのではなかろうか。なおこの「図版毛」の檔冊の用紙は高麗紙であるというが、李學智氏は檔冊中にみえる戦争の時期から考へて、これが書写されたのは万曆四十一年以後、同四十四年の間であると推定されている。『滿文老檔』の太祖卷六十三の表紙の題簽には、本卷の年次を天命九年或いは同年六月と記しているようであ

るが、内容上そのような年月次のものと確定し得るものがないことは既に今西春秋氏が述べられている通りである（『滿文老檔の目次』「東方学紀要」所収、七五頁）。確かに記事の内容から考へれば李氏の言われる如くであろう。しかし実際に書写された年代については、なお『旧滿洲檔』をはじめ同種の檔案を充分よく比較検討してみる必要があろうかと思う。さらに李氏はこの檔冊の書写年代から發展させて、万曆二十七年にヌルハチが滿洲文字を創製したという実録の記事を聊か疑問視しながら認めると共に、正式に満文による檔冊ができたのは、おそらく天命建元の前後余り遠くない時期であると述べられている。満文の記録がいつから作られるようになったかは大きな問題であるが、その場合紙による書写だけでなく木牌の使用についても注意すべきであろう。

つぎに「図版武」は、五十二頁より成り、明の公文書の用紙に無闇点文字で書かれた檔案である。『旧滿洲檔』所収の老滿文檔冊には高麗紙に書かれたものと明の遼東衙門の公文書を利用して書かれたものがあるが、「図版武」は後者の方である。満文はもとの用紙の表面、すなわち漢字のある面に書かれている場合もあり、またその逆に空白の裏面に書かれている場合もある。この図版では裏面に書かれている場合は、漢字だけの表面の写真をも満文のある裏面と共に載せている。さらに表裏両面とも満文が書かれていない三葉も、漢字のあ

る表面の写真を載せるなど細かい注意が払われている。従つて「図版式」はすべて五十一頁であるが、その内滿文のあるのは三十五頁である。

この「図版式」の内容は、李学智氏の解題に述べられていて、ヌルハチに対し諸大臣が忠を効す誓書で、『旧滿洲檔』第五冊所収の「往字檔」の中に同種の記事がある。『滿文老檔』では太祖卷七十五（III-109-129頁）に

該当するが、その標題には「諸大臣の誓いし書、年月記のさず」（今西前掲書、七七頁）とあり、そのもとの「往字檔」にも無論年月の明記がない。李氏は「長字檔」（『旧滿洲檔』第一冊所収）の天命四年七月八日の条（『滿文老檔』I-16-1-164頁）に諸大臣に誓書を提出させた記事のあるのに注目して、この「図版式」の誓書はその時のものであると言われる。「往字檔」にみえる各人の誓書の中には總兵官、副將、參將、遊擊、備禦などの職を有することを記しているものが若干ある。これらの職制は『滿洲史錄』卷六によれば天命五年三月に制定されたことになっている。もつともその記事は『滿文老檔』にはみえず、制定の時期についてなお考うべき余地があるとしても、天命四年七月に果して存在していたか否か疑問である。また「往字檔」に記すムンガトウの誓書（『滿文老檔』III-12-11頁）は、その前後にある他の誓書とやや形式は異なるけれども、その文中に「戊年十一月に

誓った」という一句がある。戊年とは天命七年である。このような点から考えると、「図版式」の誓書を天命四年七月のものと断定することに躊躇せざるを得ない。なお些細なことはあるが、李氏は天命四年七月に「遼陽、瀋陽を攻克した」後とかに誓約させたと言われるが、ヌルハチが遼陽、瀋陽を攻略したのは天命六年三月の出来事である。

「図版參」は僅か七頁で、天聰五年七月初めて設立された六部の制度を記した無圈点文字の檔冊である。この檔冊は六部の創設に関するたいへん重要な史料であるが、既に一九六五年に李学智氏が故広祿氏と共に同様に大著「老滿文原檔与滿文老檔之比較研究」（『中國東亞學術研究計劃委員會年報第四輯』所収）の國版中に全七頁の写真が掲げられている。そしてその本文中の附録に「清太宗初設六部考実」と題して、この檔冊の研究並びに滿文全文のローマ字転写と漢訳が載せられている。この度の「図版參」の解題も右の「清太宗初設六部考実」の全文を転載したものである。

「図版肆」は十九頁から成り、無圈点文字の檔冊であるが、その鉛写の時期は、李学智氏の解題によると康熙年間であるという。確かに氏の言われるようだ、この檔冊は『旧滿洲檔』所収のいわゆる「滿文原檔」からの鉛録である。私があらためて調べたところによると、國版の第一頁が「洪字檔」の一

葉『旧満洲檔』第五冊、二一六四頁)を写したものである。以外は、すべて「盈字檔」の鉛録である。すなわち第二頁の記事が『旧満洲檔』第四冊一六〇一頁に、最後の第十九頁の記事が同書一六八〇頁にある。これを『滿文老檔』についてみると、第一頁は太祖卷七十四(三一—〇三頁)に、第二頁以下は同卷五十三から五十七まで(三七八一—八四七頁)に入っている。その年次は、卷七十四は無年月であるが、卷五十三—五十六は天命八年六月、卷五十七は同年七月である。無年月の卷七十四の記事が実は卷五十三(二七八八頁)中の記事の前に接続することは、曾つて私共が『滿文老檔』の訳註の中で指摘しておいたところである(三一一三一一・一一三五頁)。その際、原檔すなわち「洪字檔」にも残欠していく不明の月次は、前後の関係から推して六月としておいたが、この図版の第一頁には正しく六月と明記されている。李氏も言われるよう、「國版譜」の檔冊は康熙年間の鉛録とはいへ、乾隆年間に『滿文老檔』が重鉛された時には、既にその尾に有圈点満洲文字で dorgi yamun i tongki fuka akū dangse, 漢字で「内閣無圈点檔子」と記されているところから、内閣が設置されていた時期(完全に確立するのは康熙九年以後)に書かれたものであることと、檔冊の上欄に本文中見える人名や記事の要点がまま漢字で記されていることにあるようである。そして李氏は「開國功臣伝」の編纂の経過を述べているが、この檔冊からその際のものと断定できる直接的な根拠は見当らない。なお李学智氏の解題の前にある李光緒氏の序によると、この檔冊は奏本紙に書かれたもので、恐らく乾隆年間に整理した時の謄録本であろうという。両者の意見に相違があるが、私は鉛写の時期は李学智氏の言わるようく康熙年間であろうと思う。というのは乾隆六年になると「滿文原檔」によって先ず「無圈点字書」が作

冊(一六七三頁)の該当箇所をみると、脱落した句の第一語の頭部がわずかに残っているが、『滿文老檔』で「原檔残欠」としなかったのは、その句の前で文章が完結しているので、うつかり見落したのかも知れない。ともあれこの檔冊は李氏の言の如く原檔の残欠を補う役立ち、貴重なものと言えよう。

ところで李学智氏は「國版譜」の檔冊を、康熙朝に「開國功臣伝」を纂修した際に輯録した史料冊であると考え、「大臣伝史料冊」と命名されている。その理由は、この檔冊の末尾に有圈点満洲文字で dorgi yamun i tongki fuka akū dangse, 漢字で「内閣無圈点檔子」と記されているところから、内閣が設置されていた時期(完全に確立するのは康熙九年以後)に書かれたものであることと、檔冊の上欄に本文中に見える人名や記事の要点がまま漢字で記されていることにあるようである。そして李氏は「開國功臣伝」の編纂の経過を述べているが、この檔冊からその際のものと断定できる直接的な根拠は見当らない。なお李学智氏の解題の前にある李光緒氏の序によると、この檔冊は奏本紙に書かれたもので、恐らく乾隆年間に整理した時の謄録本であろうという。両者の意見に相違があるが、私は鉛写の時期は李学智氏の言わるようく康熙年間であろうと思う。というのは乾隆六年になると「滿文原檔」によって先ず「無圈点字書」が作

られ、ついでこの原稿を裏打ちして装幀したのであるから、

当時既に残していた個所がなお完全ならば、それより相当以前であるに違いない。康熙朝には「滿文原稿」は今日伝えられているものよりもっと完全な状態で残存していて、しかる單なる過去の歴史的な記録ではなく、実用性のあるものとして活用されていたのであった。曾つて三田村泰助氏が研究されたように『清朝前史の研究』三六一～三六九頁)、或る「世管佐領執照」と称せられる満文の文書には、佐領の承襲の資格を裏付けるため康熙二十四年ころ内閣に貯えた「無圈点檔案」を調べたとある。また東洋文庫所蔵の『鑲黄旗鉦祐禄氏弘毅公家譜』には、康熙四十四年に吏部庫内に保管する「叙功襲職陞官無圈点清字案」の中にみえるエイドウの自述を漢文に翻訳した文章が収録されている。このように少くとも康熙年間には、無圈点文字の檔案が内閣や吏部に備えられていて閲覧に供され、実用性をもっていたのである。「図版肆」の檔案も或いは世職や佐領の承襲などの現実の必要から鈔録されたものではなかろうか。

(つぎに附録の「篆写満文」と題する図十四頁は「満文篆書式様」と命名されているよう、乾隆年間に印璽の満文篆書体を新たに定めた時の檔案で、大学士傅恒と礼部の漢文奏本及び満文篆書印信圖樣十個から成っている。その解題にはスルハチ以来の印璽について述べられ、印影が附図として掲げ

られている。

さて順序が前後したが、本書の巻頭に載せられている李光濤氏の序には、先ず初めに先年「初集」に図版として載せられた「天命丙寅考滿文詰命」の満文が當時よく理解できなかつたというので、新たに李学智氏の手に成るローマ字転写とその逐語漢訳が紹介されている。その満文について李学智氏が *sacin gamambi* と転写し、「砍(殺)拏去」と訳されているのは *sain i gamambi* 法により処置する」とすべきではなからうか。(つ)で李光濤氏は印璽の満文篆体に関して、三種の朝鮮国王の金印について述べ、その印影を図で示している。さらに李氏は老満文の由来と新満文の制定に関連して、エルデニとダハイの事蹟を考え、エルデニは蒙古人の子孫で初めて北京に住んで相當に漢化し、その後遼東に常に往来し、遼東の漢人の叛将に随つてヌルハチに投降したもの、ダハイは元來遼東の漢人で、幼時に女真人に捕えられたものではないかと疑問を呈している。李氏も言われるよう、その直接の論拠はなく、やや武断に過ぎる恐れはあるが、彼等が早くから蒙古人や漢人と関係のあつたことは充分認められよう。最後に李氏は老満文の書かれている明代の公文書に言及して、それを遼東巡按衙門で保存されていた嘉靖年間の文書で、ヌルハチが遼陽を攻略した時に奪つたものであるとし、捺されてい模糊とした印信は「巡按山東監察御史印」と認められ、文

書に見える巡査の官にあつた賈、劉、張の三姓は賈大亨、劉廷儀、張鐸であるなどと論じている。

以上本「二集」の内容を紹介しつつ徒らに妄評を陳ねてきただが、何か取るところがあれば幸である。思えば私は過去十余年間に何度も中央研究院を訪ね、李光澤氏や李學智氏の好意により、本書収載のものも含めて満文或いは漢文の重要な檔案をいろいろ見せて頂いた。感謝に堪えないところである。兩氏が貴重な史料を次々と研究して公刊され、世界の学界に大きく寄与しているのは眞に頗もし限りである。今後も引き続き無圧点満文史料をはじめ影印の必要性の高い檔案を、できるだけ多く刊行されるよう希望してやまない。

追記 右の書評の脱稿後、「明清檔案存真選輯」の「三集」を入手することができた。本集は李光澤氏一人の編著で、「瀋陽旧檔」「流賊史料」「洪承疇史料」「鄭成功史料」「外國史料」の五類に分けて、すべて百四件の檔案の写真を收めている。奥付によれば「二集」の発行が中華民国六十一年（一九七二）十一月であり、「二集」のそれが同六十四年（一九七五）二月であるから、僅か一年有余の間隔をおいてこの両集が相次いで刊行されたわけで、慶賀に堪えない。「三集」の内容の詳細については、いま紹介する暇がないので他日に譲りたい。

檜木野 宣著

## 清代重要職官の研究

山根幸夫

本書は群馬大学教授檜木野宣氏が、長年にわたって研究してきた清代重要職官の研究、およびそれに先行した清代「綠旗兵制」の研究を集大成したものである。なお、付言すれば、本書は同氏が東京教育大学へ提出した学位論文の全貌である。

著者が、最初に採りあげたのは「綠旗兵制」であった。清代の兵制としては、「八旗」制度は比較的早くから、多くの研究者によって注目され、採りあげられてきたが、漢人のみを対象とした綠旗兵制は——その軍事的意味も薄かつたせいか——從来ほとんど無視され、顧みられなかつた。然し、著者も指摘するように、綠旗兵は「主として異民族統治下の大小の治安維持に任じ」「たえず地方民と接觸」する存在であった処から、清朝社会を考察する上に、見落すことのできぬ制度である。それ故、檜木野氏の綠旗兵制に関する研究は、貴重な成果というべきであらうが、本書の標題も示している通り、著者がより重点をおくのは、ここ十余年にわたって専攻してきた清朝重要職官の研究である。それ故、筆者もこの